

催眠商法にご注意を！

催眠商法とは、安売りや講習会を名目に消費者を集め、閉め切った会場の中で、最初は無料で商品を配ったり、安く商品を販売したりして、消費者を次第に高揚した気分にさせて冷静な判断力を失わせてから、売り込もうとする高額な商品を登場させて購入させる商法です。



<事例>

路上で「無料でプレゼントがもらえる」と呼び止められ、特設会場に案内されて行くと、既にたくさんの人々が集まっていた。会場では、「早い者勝ち」と次々に食品や日用品が配られ、熱狂的な雰囲気に盛り上がったところで、「これから新製品の発表をします。」と、磁気マットレスの説明があり、「限定10個に限り、今日だけ通常の半値の特別価格40万円でお分けします。」と勧められ、その場の雰囲気で思わず購入してしまった。

【相談が多い商品】

布団、磁気マットレス、電気治療器、健康食品など

【アドバイス】

- タダほど高いものはありません。無料で日用品等をもらってしまうと、商品の購入を勧められたとき断りにくくなります。安易に会場に行かないことが一番です。
- もし会場に行ってしまっても雰囲気にのまれず、必要でないものははっきり断りましょう。
- 商品の購入を勧められた場合には、その場での契約は控え、家族などとも相談し、本当に必要なものか、価格は適当かなど、よく考えましょう。
- トラブルにあった人の多くは高齢者です。日頃から、家族や地域の人たちが注意してあげましょう。
- 法定書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフできます。
- 不審に思ったときやトラブルになった場合は、消費生活相談窓口にご相談ください。



里庄町企画商工課 0865-64-3114
岡山県消費生活センター 086-226-0999
消費者ホットライン 188